

令和3年3月10日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

社会問題・県土強靱化対策
特別委員会資料

目 次

I	地域の防犯・防災活動の推進及び交通安全対策の取組について	
1	地域の防犯・防災活動の推進	1
	(1) 地域の防犯活動推進の取組	
	(2) 地域の防災活動推進の取組	
2	交通安全対策の主な取組について	9
	(1) 交通安全対策の推進	
	(2) 交通安全施設の整備	
	(3) 通学路における安全対策	
	(4) 踏切道における安全対策の推進	
	(5) 自転車の安全利用に向けた取組	
	(6) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
	(7) 無電柱化の推進	
	(参考) 令和2年度神奈川県交通安全実施計画の概要	12
II	県内米軍基地の現況等について	
1	県内米軍基地の状況について	16
	(1) 県内提供施設数と面積の推移	
	(2) 県内提供施設一覧表	
	(3) 各提供施設の状況	
2	米軍基地を巡る最近の動向について	20
	(1) 厚木基地周辺における騒音	
	(2) 原子力艦の安全対策の確保	
	(3) 在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策について	
	(4) 米軍輸送機オスプレイに関する防衛省からの説明について	
	(5) 米陸軍部隊による厚木基地での訓練について	
	(6) 米軍及び米軍人等による事件・事故	
	(7) 横浜ノースドックの一部返還	
	(8) 横須賀基地へのイージス艦の配備	
3	在日米軍の県防災訓練への参加について	29
	(1) 在日米軍の県防災訓練への参加状況	
	(2) 在日米軍参加の実績一覧	
	(参考) 空母艦載機移駐前後の騒音状況	32

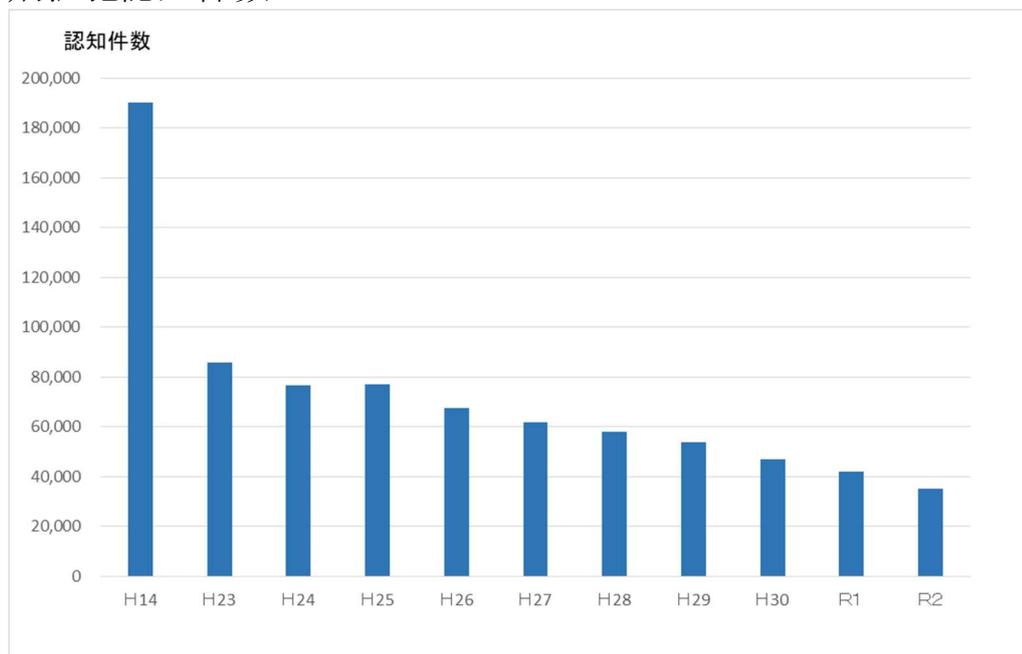
I 地域の防犯・防災活動の推進及び交通安全対策の取組について

1 地域の防犯・防災活動の推進

(1) 地域の防犯活動推進の取組

ア 県内の犯罪情勢等

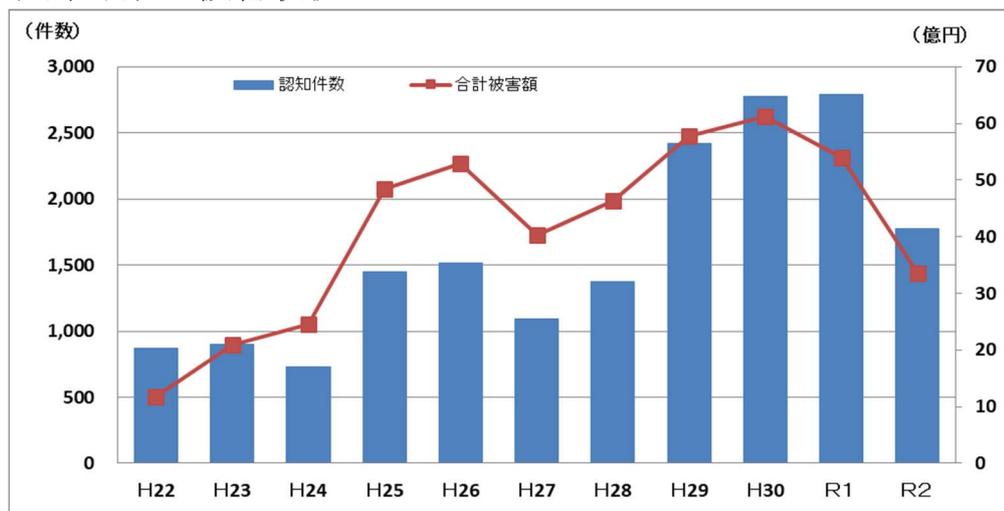
○ 刑法犯認知件数



年	H14	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	190,173	85,659	76,511	76,962	67,295	61,664
年	H28	H29	H30	R 1	R 2	
認知件数	58,127	53,628	46,780	41,780	35,241	

・ 刑法犯認知件数は戦後最多を記録した平成 14 年から減少傾向にあり、令和 2 年中は平成 14 年の 5 分の 1 以下の数値となった。

○ 特殊詐欺の被害状況



年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	867	900	729	1,450	1,518	1,093
被害額	約11億 7,100万円	約20億 9,600万円	約24億 6,200万円	約48億 3,300万円	約52億 8,700万円	約40億 3,600万円
年	H28	H29	H30	R1	R2	
認知件数	1,372	2,423	2,774	2,793	1,772	
被害額	約46億 3,600万円	約57億 7,900万円	約61億 1,600万円	約53億 9,200万円	約33億 4,100万円	

・特殊詐欺の令和2年中の被害状況は、認知件数、被害額ともに減少したが、被害は依然として高水準で推移しており、県民の体感治安に影響を与えている。

※R2は暫定値

イ 県民ニーズ調査の結果（令和2年度）

◎ 県行政への要望 第2位「治安対策」（47.1%）※		
◎ 生活重要度 第2位「犯罪や交通事故がなく安全で安心してらせること」（93.7%）※		
◎ 安全・安心なまちづくりのための地域活動に参加したい人の割合（46.4%）		
◎ 不安に感じる身近な犯罪は何か※		
第1位 特殊詐欺（53.6%）	第2位 コンピュータへの不正アクセス （50.9%）	第3位 空き巣（47.6%）
◎ 犯罪がなく、より安心して暮らすために最も重要なもの		
第1位 防犯カメラなどの防犯 設備の整備（36.8%）	第2位 地域住民同士のつながり （29.4%）	第3位 官民一体となった防犯活動 （15.7%）

※複数回答

ウ 安全・安心まちづくりの推進体制

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「推進条例」と表記）」を平成17年4月より施行し、県民や関係機関が一体となった取組を推進している。

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

推進条例に基づき、県民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動を展開する推進母体として、平成17年5月16日に県内の関係団体・機関で構成（令和2年4月末現在165団体）する「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民運動を展開している。

【令和2年度推進協議会活動テーマ】

推進協議会では、年度ごとに重点的に取り組む活動テーマを設けており、令和2年度は「特殊詐欺被害防止」としている。

エ 安全・安心まちづくりの機運を高める取組

○ 安全・安心まちづくり旬間

推進条例第11条に基づき、適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを推進するために「安全・安心まちづくり旬間（10月11日から20日まで）」を設け、同期間において、県内一斉パトロール、見守り活動、広報啓発等の活動を集中的に実施している。

○ 広報・啓発活動（キャンペーン等）

安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動への理解促進と各種犯罪防止を広く周知するために、街頭キャンペーン等を実施している。

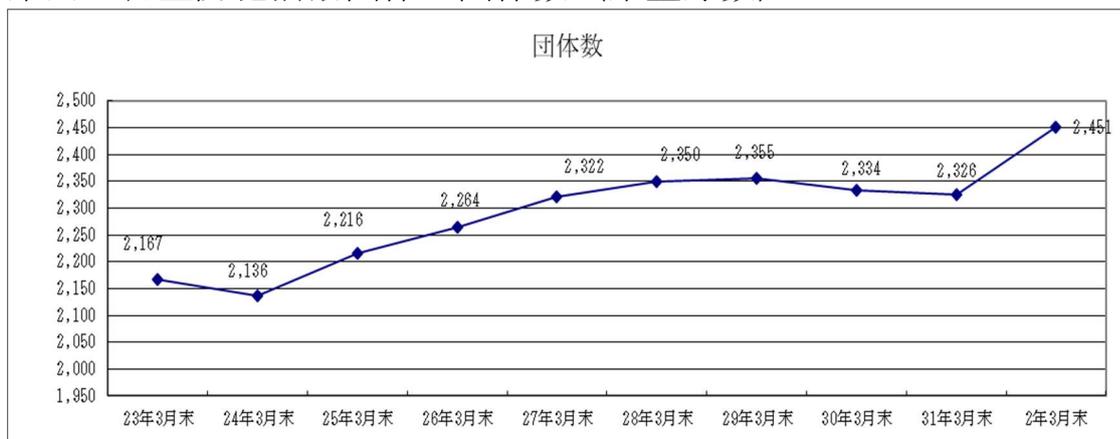
○ 防犯教育の推進

県警察が推奨している防犯標語「おおだこポリス4つのおやくそく」を活用した「おおだこポリス子ども安全スクール」を保育園や小学校において実施するなど、子供の危険を予測・回避する能力の向上を図るための防犯教育を推進している。

オ 自主防犯活動に対する支援

(ア) 自主防犯活動団体等への支援

○ 県内の自主防犯活動団体の団体数（県登録数）



年度	H23.3末	H24.3末	H25.3末	H26.3末	H27.3末
団体数	2,167	2,136	2,216	2,264	2,322
年度	H28.3末	H29.3末	H30.3末	R1.3末	R2.3末
団体数	2,350	2,355	2,334	2,326	2,451

- 防犯人材育成に係る各種セミナー（ボランティアセミナー等）
自主防犯活動団体等で新たに防犯ボランティアの取組を始める方向けのセミナーや防犯活動に一定の経験のある方向けのスキルアップセミナーを開催している。
- 地域防犯指導（防犯人材育成）
犯罪に巻き込まれやすい子供や高齢者の防犯意識を高めるため、学校や地域で防犯への取組の際に児童や地域住民等にアドバイスできるようなポイントを実演形式や講話形式で伝える防犯指導を実施している。
- 安全・安心まちづくり交流集会
県内の自主防犯活動団体が参加して、活動事例の紹介や意見交換を行う「安全・安心まちづくり交流集会」を開催している。
- 安全・安心まちづくりに関する顕彰制度
自主防犯活動団体の更なる活性化、県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図るため、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があった個人・団体又は優良な事例を行った個人・団体に対して顕彰を実施している。

- 防犯ボランティアに対する事故給付金
防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷等した場合に、給付金を支給する制度を設けている。
- (イ) 自主防犯活動の新たな担い手づくり
 - セーフティかながわユースカレッジ
自主防犯活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進む自主防犯活動への若い世代の参加を促すため、県内の高校生や大学生を対象とした研修会等を行う「セーフティかながわユースカレッジ」を実施し、防犯人材の裾野の拡大に努めている。
 - 神奈川防犯シーガル隊の運用
若い世代の防犯ボランティアへ参画を促進し、安全で安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的に大学生を中心とした自主防犯活動団体「神奈川防犯シーガル隊」を設立し、県内各地域の自主防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進している。
- (ウ) 企業による活動への支援
 - 地域安全協定の締結
安全で安心なまち神奈川の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、企業・団体等と協定を締結し、連携した防犯活動を推進している。
 - 防犯CSR活動
(企業による防犯活動に特化した社会貢献活動)
事業者に対して、防犯に関するCSR活動への参加の働き掛けを行い、連携した防犯活動を推進している。
- (エ) 情報発信
 - 情報誌「くらし安全通信」による情報発信
安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での防犯活動の事例などに関する情報を発信している。
 - 「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」による情報発信
子供や女性の安全に係る情報を電子メールで配信する「ピーガルくん子ども安全メール」や「Yahoo! 防災速報」を活用し、子供

や女性を対象とした犯罪等や凶悪犯逃走事案の発生に関する情報を発信している。

○ SNSを活用した情報発信

ツイッター、ユーチューブを活用し、犯罪情勢に応じた防犯対策に資する情報や防犯活動の紹介、イベントの開催等に関する情報を掲載している。

○ その他の情報発信

ホームページ、県のたより等を始め、関係機関・団体が保有する各種広報媒体を活用し、防犯に関する情報の提供を推進している。

カ 犯罪防止に配慮した環境設計

○ 地域防犯力強化支援事業（地域防犯カメラ設置事業）

地域の防犯力を強化するため、市町村と連携し、自治会、町内会等による防犯カメラ設置等に対して補助を実施している。平成28年度から令和元年度までの4年間で計1,125台を設置した。

○ 防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインの策定

防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドラインを策定し運用している。

○ 自治会、民間事業者等による防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置を検討している自治会、民間事業者等向けに、防犯カメラ設置マニュアルの配布、ホームページでの情報提供を行うとともに、効果的な設置場所のアドバイス、自治体の補助金制度の紹介、設置場所として使用可能な警察施設の無償提供等を実施している。

○ 防犯コンシェルジュ制度の運用

防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の防犯の専門的な知識を持つ民間の方がボランティアとして、防犯講習や防犯診断、防犯相談等を行うことにより、地域住民等による自主的な防犯活動を支援する「防犯コンシェルジュ制度」を運用している。

キ 特殊詐欺対策

(ア) 固定電話対策

○ 特殊詐欺被害防止対策事業

(迷惑電話防止機能を有する機器の設置促進事業)

特殊詐欺被害防止のため、市町村と連携し、被害防止に効果のある、迷惑電話防止機能を有する機器の購入費用に対する補助事業を実施している。

○ デモンストレーション機材の導入

迷惑電話防止機能を有する機器の更なる普及促進を図るため、迷惑電話防止機能付き電話機の効果や有効性を実際に体験することができる、デモンストレーション機材を導入して周知を実施することとしている。

(イ) 効果的な広報啓発活動

○ 特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用

特殊詐欺のだましの電話が入電している地域の各家庭への注意喚起の架電や金融機関、コンビニエンスストア等に対して、だましの手口の情報提供や来店者への声掛け強化を依頼する等の「特殊詐欺等被害防止コールセンター」の業務を民間事業者に委託して運用している。

○ 預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺盗に重点を置いたSNS等を活用した広報啓発活動の推進

キャッシュカードをだまし取られる被害が全体の約6割を占めていることを踏まえ、被害者の多くを占める高齢者のみならず、その子供や孫世代を始めとする幅広い世代を対象に注意喚起できるよう、SNS等を活用した広報啓発活動を推進している。

○ ポスターやチラシ等を活用した広報啓発活動の推進

最新の手口やその防止対策等を掲載したチラシ等を作成し、高齢者等に対する注意喚起を実施している。

また、犯人が自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る被害を防止するため、玄関扉内側に設置するドアプレートを作成し注意喚起を図っている。

(ウ) 官民一体となった未然防止対策

○ 金融機関対策の実施

県内の金融機関に対して、高齢の顧客が高額の現金取引を申し出た際に管轄警察署への通報や「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けを依頼しているほか、年齢や過去の利用状況等、一定の条件に合致した顧客のキャッシュカードによる引き出し及び振込機能の限度額の制限を働き掛けるなど、金融機関と連携した未然防止対策を推進している。

○ コンビニエンスストア事業者との連携

県内のコンビニエンスストアに対して、「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けや不審者発見時の管轄警察署への通報を依頼するなど、コンビニエンスストアと連携した未然防止対策を推進している。

○ その他関係事業者との連携

被害者の多くを占める高齢者と接する機会が多い生命保険会社、宅配業者等に対して、事業活動を通じた顧客への特殊詐欺被害防止のための注意喚起を依頼するなど、幅広い事業者と連携した被害防止のための広報啓発活動を推進している。

(2) 地域の防災活動推進の取組

ア 自主防災組織の人材育成等について

- ・ 県は、自主防災組織を対象とした訓練や資機材整備等に取り組む市町村を支援している。
- ・ 総合防災センターにおいて、地域の防災をリードする人材を育成するため、自主防災組織リーダー等を対象にした研修を行い、平成8年度からこれまでに延べ約13,000人が受講している。

イ 消防団の機能強化について

- ・ 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図っている。
- ・ また、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施しているほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に取り組む市町村を支援している。

2 交通安全対策の主な取組について

(1) 交通安全対策の推進

ア 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

(7) 第 10 次神奈川県交通安全計画

「年間の 24 時間死者数を 150 人以下とする」抑止目標を掲げ、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って国、県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

(4) 令和 2 年度神奈川県交通安全実施計画

「第 10 次神奈川県交通安全計画」の進捗状況や施策の効果等を踏まえて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

(ウ) 第 11 次神奈川県交通安全計画の作成

第 10 次神奈川県交通安全計画は、令和 2 年度で計画期間が終了することから、令和 3 年度からの 5 か年を計画期間とする第 11 次神奈川県交通安全計画を作成している。

本計画の作成に当たっては、国の「交通安全基本計画（案）」、「かながわの交通安全を考える懇話会」における有識者の意見、県民意見反映手続で提出された意見等を基に、本年 4 月に開催予定の「神奈川県交通安全対策会議（会長 知事）」において審議の上、決定する。

なお、年度ごとの令和 3 年度神奈川県交通安全実施計画についても、併せて作成している。

イ 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内 225 の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の 5 つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

(7) 交通安全部会

神奈川県交通安全県民運動事業計画を毎年度策定し、各季の交通

安全運動、自転車マナーアップ運動や飲酒運転根絶運動等の年間運動、交通情勢に応じた特別対策を推進している。

(イ) 交通施設部会

交通事故が多発する交差点などを選定し、道路構造・施設及び信号機設備の改良等の事故防止対策を推進している。

(ウ) 踏切対策部会

踏切施設の整備・改善などに関する踏切事故防止総合対策実施計画を毎年度策定し、踏切道における交通安全対策を推進している。

(エ) 暴走族追放部会

関係機関・団体の連携強化と自主的な県民運動を推進している。

(オ) 高齢者対策部会

高齢者の交通安全に関する教育、啓発活動を推進している。

(2) 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生割合の大きい区間において、ガードレール等の安全施設を設置するなど、即応的な対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

(3) 通学路における安全対策

通学路において、歩道等の整備や信号機、横断歩道等による交通規制を実施している。

本県では、平成 26 年 11 月に教育委員会、県土整備局、安全防災局及び警察による、「神奈川県通学路安全対策連絡会議」を設置し、通学路の交通安全対策に係る諸事項や対策箇所等について、情報交換や対策の調整を行っている。

今後とも、市町村の通学路の交通安全対策の把握、各種調査への協力及び結果の共有、市町村への情報発信等を行い、通学路における安全対策を着実かつ効果的に推進していく。

(4) 踏切道における安全対策の推進

踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

(5) 自転車の安全利用に向けた取組

自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とする条例を平成 31 年 4 月に施行したことから、本条例の実効性を担保するため、施行後も引き続き自転車の基本的なルール・マナーを浸透させるほか、保険等の加入率を上げるような施策を推進している。

(6) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路(自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進している。

(7) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、無電柱化推進計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に電線共同溝の同時整備を推進するなど、一層の無電柱化を推進している。

(参考)

令和2年度神奈川県交通安全実施計画の概要

実施計画の位置づけ

この計画は、「第10次神奈川県交通安全計画」(平成28～令和2年度)を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、令和2年度に県、国の関係機関等が実施する具体的な施策をとりまとめたものである。(根拠法：交通安全対策基本法第25条第3項)

実施計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

実施計画の目標

「年間の24時間死者数を150人以下とする。」

交通事故状況の推移

	27年	28年	29年	30年	元年	2年
発生件数	28,313 件	27,091 件	28,540 件	26,212 件	23,294 件	20,630 件
死者数	178 人	140 人	149 人	162 人	132 人	140 人
負傷者数	33,773 人	32,305 人	33,642 人	31,021 人	27,392 人	23,904 人

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

＜関東総合通信局、関東地方整備局、県警察、県、市町村、高速道路会社、道路公社＞

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 歩行者空間のバリアフリー化
- (6) 無電柱化の推進
- (7) 効果的な交通規制の推進
- (8) 自転車利用環境の総合的整備
- (9) 高度道路交通システムの活用
- (10) 交通需要マネジメントの推進
- (11) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (12) 総合的な駐車対策の推進
- (13) 道路交通情報の充実
- (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

＜関東運輸局、県教育委員会、県警察、県、市町村＞

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 住民の参加・協働の推進

3 安全運転の確保

＜神奈川労働局、関東地方整備局、関東運輸局、横浜地方気象台、県警察、県＞

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許制度の改善
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関連する情報の充実
- (7) エコドライブ等の推進

4 車両の安全性の確保

＜関東経済産業局、関東運輸局＞

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等
- (3) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (4) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

＜関東運輸局、県警察、県、市町村＞

- (1) 交通の指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

＜県教育委員会、県警察、県、消防機関、高速道路会社＞

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

＜関東運輸局、県教育委員会、県警察、県＞

- (1) 交通事故相談活動の充実
- (2) 無保険（無共済）車両対策の徹底
- (3) 交通遺児家庭に対する支援
- (4) 被害者支援の充実強化

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞

3 鉄道の安全な運行の確保

＜関東運輸局、横浜地方気象台＞

- (1) 保安監査等の実施
- (2) 運転士の資質の保持

- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

4 救助・救急活動の充実

< 関東運輸局、県、消防機関、鉄道事業者 >

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備

< 関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者 >

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

< 関東運輸局、県警察、鉄道事業者 >

3 踏切道の統廃合の促進

< 関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者 >

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

< 関東地方整備局、県、市町村、県警察、鉄道事業者 >

II 県内米軍基地の現況等について

1 県内米軍基地の状況について

(1) 県内提供施設数と面積の推移

時 点	提供施設数	面 積
昭和27年 平和条約発効時 (旧安保条約発効時)	162	35,861 千㎡
昭和35年 第2次安保条約発効時	79	28,978
令和2年3月31日現在	12	17,386

注 千㎡未満は、四捨五入

(2) 県内提供施設一覧表

(令和2年3月31日現在)

	施 設 名	軍別	土地面積 (千㎡)	所 在 地
◎	根岸住宅地区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
	横浜ノースドック	陸	523	〃 (神奈川区)
	鶴見貯油施設	海	184	〃 (鶴見区)
	吾妻倉庫地区	〃	802	横須賀市
	横須賀海軍施設	〃	2,363	〃
	浦郷倉庫地区	〃	194	〃
○	池子住宅地区及び 海軍補助施設	〃	2,884	逗子市・横浜市(金沢区)
○	相模総合補給廠	陸	1,967	相模原市(中央区)
	相模原住宅地区	〃	593	〃 (南区)
	キャンプ座間	〃	2,292	相模原市(南区)・座間市
	厚木海軍飛行場	海	5,056	綾瀬市・大和市
	長坂小銃射撃場	〃	97	横須賀市
	計 (12施設)		17,386	

注1 土地面積の出所は、防衛省が公表している最新数値。

注2 ◎は全部返還、○は一部返還が合意されている施設。

注3 面積は四捨五入によっているので、計が符合しない。

注4 この他、横浜ノースドックでは、鉄道軌道用地等として約70㎡の土地が使用されている。

注5 長坂小銃射撃場は自衛隊が管理し、期間を定めて米軍が共同使用をしている。

(3) 各提供施設の状況

(令和3年1月1日現在)

	施設名	所在地	現況
1	根岸住宅地区	横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されてきた(平成27年12月、居住していた米軍の全世帯が退去)。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、全部返還の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。</p> <p>令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。</p>
2	横浜ノースドック	横浜市	<p>在日米陸軍基地管理本部等の管理下で、米陸軍第836輸送大隊等の物資搬出入業務等に使用されている。</p> <p>平成21年3月31日に土地約27,000㎡と水域約2,500㎡等が返還された。</p> <p>令和3年1月28日の日米合同委員会で、土地及び工作物の一部について、令和3年3月31日までに返還することが合意された。</p>
3	鶴見貯油施設	横浜市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、消防署の整備について合意された。</p>
4	吾妻倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料・艦船燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成25年10月11日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
5	横須賀海軍施設	横須賀市	<p>在日米海軍司令部をはじめ、横須賀基地司令部、海軍艦船修理廠などが所在し、在日米海軍、米第7艦隊等の支援基地となっている。</p> <p>米第7艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンなどのいわゆる母港となっている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、独身下士官宿舎の整備について合意された。</p>
6	浦郷倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、同基地兵器部の本部、弾薬物揚場、弾薬庫として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、艦船への弾薬の積み下ろし作業の安全な運用等を確保するため、栈橋の整備について合意された。</p>

	施設名	所在地	現況
7	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市 横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>逗子市域の一部土地等約40haについては、平成26年11月30日から共同使用が開始され、平成27年2月1日から「池子の森自然公園」として市民利用が開始された。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、横浜市域の飛び地の返還と横浜市域への住宅建設の方針が合意され、平成26年4月17日の日米合同委員会で、住宅戸数を171戸とすることが合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年の日米合同委員会合意を見直し、横浜市域の住宅建設の取り止めと、逗子市域への生活支援施設、消防署等の整備について合意された。</p>
8	相模総合補給廠	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、物資保管、修理などの兵站業務を担っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成26年9月30日に、JR相模原駅前の土地と西側野積場の一部土地合計約17haが返還され、平成27年12月2日から約35haの共同使用が開始された。また、平成25年10月17日の日米合同委員会で、北側部分の土地約8,900㎡等の返還が合意された。</p> <p>平成26年9月の返還地の一部に、平成29年4月に南北道路が、平成30年3月に東西道路が整備された。</p> <p>平成27年12月からの共同使用地の一部に、令和2年11月に「相模原スポーツレクリエーションパーク」が整備された。</p> <p>平成30年10月16日に、既存のミサイル防衛能力を高めるため、第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始された。</p>
9	相模原住宅地区	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>平成21年3月3日に土地約1,100㎡が返還された。</p>
10	キャンプ座間	相模原市 座間市	<p>米陸軍第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部が所在している。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成19年12月19日に第1軍団(前方)司令部が発足し、平成28年2月29日にキャンプ座間の座間市域の一部土地約5.4haが返還された。その後、当該返還地の一部に、平成28年4月1日には座間総合病院が開院され、平成30年2月13日には座間市消防庁舎が開庁された。</p>

	施設名	所在地	現況
11	厚木海軍飛行場	綾瀬市 大和市	<p>在日米海軍厚木航空施設司令部の管理下で、第5空母航空団等が使用し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告において、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が合意された。空母艦載機部隊の移駐については、平成29年8月から段階的に実施され、平成30年3月30日に完了した。</p> <p>平成29年9月30日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
12	長坂小銃射撃場	横須賀市	<p>陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理下で、覆道式射撃場として使用され、米軍が期間を定めて共同使用している。</p>

県内提供施設配置図



2 米軍基地を巡る最近の動向について

(1) 厚木基地周辺における騒音

ア 空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

(ア) これまでの経緯

平成30年3月に、空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐が完了したことを受け、厚木基地周辺の騒音状況について検証を実施し、平成30年度、令和元年度の「厚木基地騒音対策協議会」*において報告を行った。

引き続き、厚木基地周辺の騒音状況を注視するため、移駐前後の騒音状況調査の概況を取りまとめた。

(イ) 比較対象の期間

空母入港月（例年空母が入港する時期である12月から翌年5月まで）の騒音データについて、移駐前の騒音データと、移駐完了後の平成30年3月から令和2年9月までの騒音データとで比較した。

(ウ) 調査項目

県が厚木基地周辺の11地点に設置している自動記録騒音計を用いて、騒音測定回数（70dB・5秒以上継続等の騒音の回数）、100dB以上の騒音測定回数及びLden（国際的に使用されている航空機騒音の評価指標）について比較した。

このうち、騒音測定回数及び100dB以上の騒音測定回数については、厚木基地から最も近い距離にある、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点について比較した。

Ldenについては、厚木基地周辺11地点について比較を行った。

(エ) 調査結果概要 <詳細は「参考」参照>

調査項目ごとに、空母入港月の状況について、空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

a 騒音測定回数

北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、月1,600回から2,800回程度の騒音が測定され、平均は月2,173回となった。一方、移駐後の平成30年度から令和2年度は、月900回から1,700回程度に減少し、平均は月1,246回となった。

b 100dB以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB以上の騒音測定回数を比較すると、北1kmの測定地点においては、移駐前

の平成26年度から平成28年度は、月100回から500回程度測定され、平均は月309回となった。一方、移駐後の平成30年度から令和2年度は、月40回以下に減少し、平均は月10回となった。

c Lden

各騒音測定地点の平成28年4月から令和2年9月までの推移でみると、5dBから15dB程度減少した。

(オ) 騒音状況の概況

令和2年9月までの騒音状況は、平成30年3月の空母艦載機部隊移駐完了後、騒音が減少していることが確認できた。

加えて、ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると、騒音減少は、空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が大きいと考えられる。

騒音の減少は、滑走路至近だけではなく、全11か所の測定地点で確認できている。

以上のことから、これまでのところ、移駐により、空母艦載機の飛来頻度が減少し広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で、ジェット戦闘機等が飛来した際には住民から苦情が寄せられるなど、厚木基地周辺を中心に騒音が発生しており、環境基準を超える地域もあることや、厚木基地で着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると、引き続き注視が必要である。

(カ) 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については、令和2年11月10日開催の厚木基地騒音対策協議会で報告した。

※ 厚木基地騒音対策協議会は、県及び厚木基地周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市)で構成。

イ 航空機騒音等の推移

(7) 最近の夜間連続離着陸訓練(NLP)の実施状況

	厚木基地	硫黄島
平成24年5月	22日～24日	9日～17日
平成25年6月	—	2日～10日、12日～14日 21日～24日
平成26年5月	—	10日～20日
平成27年5月	—	6日～14日
平成28年5月	—	4日～12日、28日～6月1日
平成28年8月	—	23日～27日、29日、30日
平成29年5月	—	2日～12日
平成29年9月	1日～5日 (3日を除く)	

	厚木基地	硫黄島
平成30年5月	—	3日～25日
令和元年5月	—	10日～18日
令和2年5月	—	14日～22日、26日 6月7日～10日

注 平成24年5月は昼夜を問わず、平成29年9月は日中、厚木基地で空母艦載機着陸訓練が行われた。

(イ) 騒音測定回数

年 度	滑走路北端から北約1km	滑走路南端から南約2km
平成24年度	19,744	15,669
平成25年度	22,229	17,520
平成26年度	20,795	15,337
平成27年度	20,388	15,142
平成28年度	21,339	16,463
平成29年度	18,108	12,827
平成30年度	14,889	10,336
令和元年度	13,099	9,676
令和2年度	9,946	7,099

注 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。令和2年度は、令和2年12月末現在

(ウ) 苦情件数

年 度	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合 計
24	1,686	1,744	502	926	250	633	314	1,477	7,532
25	1,109	1,116	489	1,001	74	393	290	1,934	6,406
26	735	1,052	514	703	43	432	194	1,650	5,323
27	660	708	383	566	53	322	145	1,577	4,414
28	790	652	396	712	37	359	106	2,576	5,628
29	1,007	850	263	463	114	256	149	1,616	4,718
30	173	255	29	63	24	46	86	406	1,082
R元	126	287	34	20	16	104	71	258	916
R2	130	281	23	44	13	50	49	230	820

注1 神奈川県分には川崎市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、東京都町田市が受けた苦情を含んでいる。

注2 令和2年度は、令和2年12月末現在

ウ 県の取組み

(ア) 空母艦載機部隊移駐後の騒音状況

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに、基地関係市とも連携し、騒音軽減に向けた取組みを進めていく。

(イ) 空母艦載機着陸訓練や日常的な航空機騒音問題に関する取組み

着陸訓練の硫黄島での全面実施に向け、積極的に米側との調整を行うことや、恒常的な訓練施設を早期に選定し、必要な施設整備を進めることなどを、国に対し強く働きかけている。また、日常的な航空機騒音の軽減のため、飛行禁止時間の延長や、土曜・日曜・祝日や年末年始等の飛行禁止などを国に求めている。

(ウ) 住宅防音対策の充実に向けた取組み

厚木基地周辺の住宅防音工事について、公平かつ迅速な事業実施や、建築年次にかかわらない告示日以降の全ての新增築住宅への助成等を国に働きかけている。

(2) 原子力艦の安全対策の確保

ア 経緯

平成20年9月25日 空母キティホークに替わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地に入港

平成27年10月1日 原子力空母ジョージ・ワシントンに替わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港

イ 安全航行確認体制等

(7) 安全航行確認体制

国は、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることに伴い、JR横須賀駅近傍に「横須賀原子力艦モニタリングセンター」(原子力艦放射能調査専門官が常駐)を新設するとともに、従来4基あったモニタリングポストを6基増設し計10基設置したほか、モニタリングボートに加えモニタリングカーを配置し、安全航行確認体制の強化を図っている。

(イ) 災害に係る訓練

日米両国政府、横須賀市、県が参加する「日米合同原子力防災訓練」を平成19年より毎年実施している。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、訓練は中止となった。

ウ 原子力軍艦の寄港状況(令和2年1月1日～12月31日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1000)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R1.11.2)～R2.5.5	126
(1001)	ハンプトン	潜水艦	6,082	(R1.12.31)～R2.1.7	7
1002	ミシシッピ	潜水艦	7,800	R2.1.17～R2.1.23	7
1003	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R2.2.7～R2.2.15	9
1004	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R2.3.23～R2.3.23	1
1005	ノース・カロライナ	潜水艦	7,800	R2.4.24～R2.4.24	1
1006	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R2.5.15～R2.5.21	7
1007	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R2.6.5～R2.6.8	4

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
1008	ノース・カロライナ	潜水艦	7,800	R2.6.19 ～ R2.6.20	2
1009	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R2.8.1 ～ R2.8.1	1
1010	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R2.9.8 ～ R2.9.8	1
1011	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R2.9.10 ～ R2.9.11	2
1012	シカゴ	潜水艦	6,082	R2.9.29 ～ R2.9.29	1
1013	シカゴ	潜水艦	6,082	R2.10.2 ～ R2.10.6	5
1014	プロヴィデンス	潜水艦	6,082	R2.10.28 ～ R2.10.28	1
1015	シャイアン	潜水艦	6,082	R2.10.30 ～ R2.10.31	2
1016	プロヴィデンス	潜水艦	6,082	R2.11.5 ～ R2.11.5	1
1017	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R2.11.14 ～ 寄港中	48
1018	アナポリス	潜水艦	6,082	R2.12.8 ～ R2.12.8	1
1019	アナポリス	潜水艦	6,082	R2.12.11 ～ R2.12.16	6

入港回数：18回 実日数：201日 延日数：233日
(令和元年の状況 入港回数：20回 実日数：247日 延日数：290日)

エ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和2年1月1日～12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
61cps	59nGy/h	36cps	16nGy/h	55nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値61cpsについては、令和2年3月28日22時48分の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

オ 県の取組み

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

(3) 在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策について

ア 概要

在日米軍基地に関わる新型コロナウイルス感染症対策については、日米合同委員会合意に基づき、米軍の医療機関と地元の保健当局との情報共有等が図られている。

一方で、米国防省は、令和2年3月30日に、米軍関係者の同ウイルス感染症に関する、基地ごとの感染者数等の公表は、米軍の運用に影響を与える恐れがあることから、行わない方針とし、国もその方針を尊重していた。

しかし、感染の状況など基地周辺に影響を及ぼす可能性のある事項について、国の責任において公表するとともに、感染防止対策の強化に努めることも必要であると考え、5月27日に、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」(渉外知事会)^{*1}として、外務省、防衛省に要請を行った。

その後、7月に、国と在日米軍は、従来の方針を改め、基地ごとの感染者数等を公表するようになり、また、在日米軍基地を通じて入国する全ての人員に対し、PCR検査を実施することも発表された。

一方で、7月以降、沖縄県の米軍基地において大規模な感染が明らかになるなど、基地周辺住民の方々の安全と安心に関わる事態も発生したことから、8月18日に、再度、「渉外知事会」として要請を行った。

また、本県は、都市部の人口密集地域に多くの米軍基地が所在し、県民の安全と安心を確保するうえで、在日米軍基地における感染防止の取組みは非常に重要であることから、8月28日に「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」(基地関係縣市連絡協議会)^{*2}として、外務省、防衛省に要請を行った。

イ 主な要請内容

(ア) 渉外知事会による要請

- ・ 在日米軍基地における新型コロナウイルス感染症の発生状況や米側の措置について、積極的に公表されるよう米側に働きかけるとともに、国の責任において情報収集に努め、適時・適切に公表すること。
- ・ 在日米軍における感染防止対策の強化を求め、基地周辺に不

安を与えることがないよう努めること。また、必要に応じて、米側が行う検疫など防疫措置についても支援を行うこと。

- ・ 平成25年の日米合同委員会合意に基づく衛生当局間の情報提供について迅速かつ的確に行われるよう米側に働きかけること。
- ・ 地域における日米当局間の協議など、関係機関が連携するための仕組みづくりを行うこと。
- ・ 検疫の対象や方法について、日米間で適宜協議を行うこと。また、原則として日本国内法令が定める基準に従って行われるよう、日米間で早急に取り決めること。
- ・ 駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと。

(イ) 基地関係県市連絡協議会による要請

- ・ 国の責任において、これまでの取組みの状況を検証し、必要な対策が迅速に取られるよう米側に働きかけること。
- ・ 現行の日米合同委員会合意について、関係自治体相互の情報共有に関して、現実に即した運用が可能となるよう、早急に枠組みを整備すること。

※1 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会は、米軍基地を抱える15都道府県で構成

会長：神奈川県 副会長：青森県、長崎県、沖縄県

北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

※2 神奈川県基地関係県市連絡協議会は、県と基地に関係する8市で構成

会長：神奈川県 副会長：横浜市、相模原市

藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

(横須賀市が本年7月31日付けで退会し8市となった。)

(4) 米軍輸送機オスプレイに関する防衛省からの説明について

ア 防衛省からの説明

令和2年10月30日に、防衛省から、米軍輸送機オスプレイの飛来情報等について説明があった。

(ア) 説明の概要

オスプレイの飛来情報については、運用上及び安全上の理由により、他の米軍機同様、提供は困難。

日本政府は、陸上自衛隊へのオスプレイ導入にあたり、各種技術情報を収集・分析し、オスプレイは安全な機体であることを再確認。

米側の事故調査報告書や事故対応に鑑みれば、オスプレイの機体の安全性について問題はない。

これまで行ってきた検証を踏まえ、オスプレイの機体は、十分な安全性を確保していると評価。

イ 県の対応

10月30日に防衛省に対し、オスプレイを含め航空機の運用に関して、基地周辺に大きな影響を与えるような情報については、適時・適切に情報提供することと、米軍機の安全対策を徹底することを要請。

ウ オスプレイの飛来状況

令和2年に、防衛省から情報提供を受けた、米軍の輸送機オスプレイの、県内への飛来は次のとおりであった。

日 付	飛 来 概 要
令和2年2月10日	令和2年1月31日及び2月3日、オスプレイが厚木基地を離発着した。(機種は不明)
2月26日	令和2年2月7日及び2月11日、オスプレイ1機が、厚木基地を離発着した。(機種は不明) 令和2年1月31日及び2月3日に離発着したオスプレイの機数は1機。

(5) 米陸軍部隊による厚木基地での訓練について

ア 防衛省からの情報提供

令和3年1月28日、防衛省から、米陸軍部隊の厚木基地における訓練の実施について情報提供があった。

(7) 情報提供の概要

- 令和3年2月から9月まで、化学、生物、放射線及び核（^シCBRN）防護対処訓練を実施するため、米陸軍部隊が厚木基地に展開する。
- 本訓練は、危機に対応する能力を構築するための訓練で、化学、生物、放射線及び核等の危険物を厚木基地に持ち込むことはない。
- 厚木基地周辺の生活に影響を与えるような騒音、振動、煙等を発生させる訓練ではない。
- 訓練に参加する全ての要員は、在日米軍が策定した新型コロナウイルス感染症対策に関する措置を順守し、公衆衛生と安全を最優先とする。
- 全ての要員は厚木基地内に宿泊する。

イ 県の対応

1月28日に防衛省に対し、訓練が基地周辺住民の生活に影響を与えることがないように、また、訓練に関して適時・適切に情報提供を行うよう要請した。

(6) 米軍及び米軍人等による事件・事故

ア 事件・事故の概要

(7) 県等で要請を行った事件・事故

令和元年12月1日から令和2年12月31日までに、県または、「基地関係県市連絡協議会」で要請を行った事件・事故等は4件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和元年12月6日	キャンプ座間所属の米兵が、軍用車を運転中、信号で停車していた車両に接触（車両損傷の物損事故）
令和2年1月25日	沖縄本島の東方沖、約170kmの公海上で、米海軍所属のMH-60ヘリコプター1機が不時着水
令和2年4月10日	沖縄県普天間飛行場で、有機フッ素化合物（PFOS等）を含む泡消火剤が基地及び周辺に漏出
令和2年10月31日	横須賀基地所属の米兵が酒に酔った状態で民家に侵入し、現行犯逮捕

(イ) 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
犯罪検挙件数	15 (10)	17 (4)	22 (12)	14 (8)	10 (7)
交通事故件数	46 (28)	39 (21)	56 (34)	45 (27)	37 (18)

注 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

(ウ) 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
航空機事故件数	0	3	1	(1)	0
その他の事故件数	0	1	1	0	0

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

注2 平成29年のその他の事故は、米軍イーゼス艦アンティータムの油漏れ。

注3 平成30年のその他の事故は、キャンプ座間における火災。

注4 令和元年の航空機事故件数の(1)は、国が事実関係を確認中のもの。

イ 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県または、「基地関係県市連絡協議会」で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(7) 横浜ノースドックの一部返還

ア 返還までの経緯等

令和3年1月28日の日米合同委員会において、横浜ノースドックの土地及び工作物の一部（貨物用線路敷地等約1,400㎡[※]及び線路、踏切遮断器等の工作物）について、令和3年3月31日までに返還することが合意された。

イ 県の対応

引き続き、県内米軍基地の整理、縮小及び返還が促進されるよう求めていく。

※ 当該貨物用線路は、近年では使用されていない。

返還される予定の線路敷地等約1,400㎡は民有地と国有地である。

なお、約1,400㎡のうち、約1,200㎡（民有地）は、線路のみを米側に提供していたもの。

(8) 横須賀基地へのイージス艦の配備

ア 概要

令和3年2月4日、防衛省から、米海軍ミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」が、本年2月上旬に、新たに横須賀基地に配備されるとの説明があった。

なお、「ラファエル・ペラルタ」は、2月4日に横須賀基地に入港した。

イ 県の対応

2月4日に防衛省に対し、配備に関する詳細情報の提供と、入港した艦船の乗組員の新型コロナウイルス感染症対策について万全を期すよう米側に申し入れることを要請した。

3 在日米軍の県防災訓練への参加について

(1) 在日米軍の県防災訓練への参加状況

ア 経緯

県が、平成20年2月に在日米海軍と、同年6月に在日米陸軍と締結した「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍（在日米陸軍）との覚書」に基づき、県の防災訓練に在日米軍が参加している。

在日米海軍は平成19年度の県・伊勢原市合同総合防災訓練から、在日米陸軍は平成20年度の県・横須賀市合同総合防災訓練から毎年参加している。

平成24年度から始まった「ビッグレスキューかながわ」に在日米陸海軍が参加し、平成25年度からは在日米空軍が参加している。

平成 25 年度から「県・市町村合同図上訓練」に、在日米陸海軍が参加している。

平成 27 年度には「神奈川県国民保護共同実動訓練」に、在日米陸海軍の消防隊が参加した。

なお、令和 2 年度の「ビッグレスキューかながわ(神奈川県・葉山町合同防災訓練)」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。(来年度開催予定)

イ これまでの参加内容

在日米軍は、ヘリコプターと車両による医療チームや緊急医療物資の輸送訓練、救護所における医療救護活動訓練を、自衛隊やDMAT(災害派遣医療チーム)などと連携して実施している。

(2) 在日米軍参加の実績一覧

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H19	平成19年9月2日	県・伊勢原市合同総合防災訓練	伊勢原市総合運動公園他	在日米海軍
H20	平成20年9月1日	平成20年八都県市合同防災訓練 (神奈川県・横須賀市合同総合防災訓練)	横須賀新港埠頭	在日米陸軍 在日米海軍
H21	平成21年8月30日	県・小田原市合同総合防災訓練	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍
H22	平成22年8月29日	県・座間市合同総合防災訓練	座間市相模川グラウンド他	在日米陸軍 在日米海軍
H24	平成24年9月16日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊 武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍
H25	平成25年9月21日	ビッグレスキューかながわ (県・平塚市合同総合防災訓練)	湘南海岸公園 (平塚市)他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成26年1月30日	平成25年度神奈川県・県央地域8市町村合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H26	平成26年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・小田原市合同総合防災訓練)	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成27年1月23日	平成26年度神奈川県・横須賀三浦地域合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H27	平成27年8月30日	ビッグレスキューかながわ (県・厚木市合同総合防災訓練)	県総合防災センター他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成28年1月15日	第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
	平成28年1月26日	神奈川県国民保護共同実動訓練	相模原市立淵野辺公園他	在日米陸軍 在日米海軍

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H28	平成28年9月11日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山 駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成29年1月20日	平成28年度神奈川県・湘南地域8市 町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H29	平成29年9月1日	第38回九都県市合同防災訓練(平成 29年度神奈川県・小田原市合同総合 防災訓練(ビッグレスキューかなが わ))	小田原市酒匂川 スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成30年1月11日	第9回九都県市合同防災訓練・図上 訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H30	平成30年8月26日	ビッグレスキューかながわ (県・海老名市合同総合防災訓練)	県立相模三川公 園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成31年1月30日	平成30年度神奈川県・県西地域10市 町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
R元	令和元年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・伊勢原市合同総合防災訓練)	伊勢原市総合 運動公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍

注 平成23年度の県・松田町合同総合防災訓練に参加予定だったが、荒天のため中止。

空母艦載機移駐前後の騒音状況

通常空母入港月である4、5月及び12月から翌年3月の状況を、空母艦載機部隊の移駐前後で比較

1 騒音測定回数の推移

厚木基地から最も近い距離にある、滑走路北端から約1 km（騒音計設置箇所図①）及び滑走路南端から約2 km（騒音計設置箇所図③）の地点に設置してある騒音計の測定結果

(1) 総測定回数

①北1 km（大和市）

		4月	5月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
移駐前	H26	2,757	2,770	—	1,983	1,994	2,196	1,609	2,173
	H27	2,697	2,407	—	1,753	1,754	2,366	2,142	
	H28	2,442	2,726	—	2,057	1,596	1,781	2,087	
	H29	2,429	2,734	—	1,119	1,286	1,430	1,307	
移駐後	H30	1,461	1,725	—	985	1,079	1,254	1,421	1,246
	R1	1,601	1,434	1,127	1,025	882	1,039	1,168	
	R2	1,153	1,342	—	—	—	—	—	

③南2 km（綾瀬市）

		4月	5月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
移駐前	H26	1,737	1,894	—	1,513	2,019	1,771	1,219	1,633
	H27	1,985	1,310	—	1,604	1,347	1,793	1,574	
	H28	1,689	1,825	—	1,663	1,333	1,453	1,667	
	H29	1,461	1,750	—	789	876	1,095	885	
移駐後	H30	969	1,161	—	733	785	1,035	967	928
	R1	1,133	1,050	984	897	793	723	843	
	R2	840	1,006	—	—	—	—	—	

(2) 100dB 以上の騒音測定回数

①北 1 km (大和市)

		4月	5月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
移駐前	H26	340	282	—	301	412	334	89	309
	H27	487	239	—	400	272	442	205	
	H28	259	455	—	349	278	255	154	
	H29	246	249	—	99	113	98	12	
移駐後	H30	23	39	—	11	11	8	1	10
	R1	15	1	8	5	15	7	1	
	R2	0	1	—	—	—	—	—	

③南 2 km (綾瀬市)

		4月	5月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
移駐前	H26	162	156	—	85	125	108	26	106
	H27	169	126	—	110	86	167	75	
	H28	81	140	—	112	69	75	42	
	H29	112	96	—	41	40	40	5	
移駐後	H30	14	17	—	1	4	2	0	6
	R1	17	4	3	5	15	7	0	
	R2	0	0	—	—	—	—	—	

2 Lden の推移

県内11か所に設置している騒音計の測定結果

※差とは、移駐前 (H28) と移駐後 (H30~R2) との差

①北 1 km (大和市)

(dB)

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	72.6	—	75.4	—	—	—	73.6	—	72.6	—	72.5	—	70.5	—
	H29	72.5	△0.1	74.4	△1.0	—	—	68.8	△4.8	68.9	△3.7	68.8	△3.7	62.4	△8.1
移駐後	H30	64.1	△8.5	64.6	△10.8	—	—	59.7	△13.9	60.8	△11.8	62.0	△10.5	58.8	△11.7
	R 1	63.0	△9.6	59.5	△15.9	60.0	△9.8	59.1	△14.5	62.3	△10.3	59.5	△13.0	58.2	△12.3
	R 2	57.3	△15.3	60.2	△15.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

②県企業庁大和水道営業所（大和市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	73.2	—	76.7	—	—	—	71.9	—	70.5	—	70.0	—	68.8	—
	H29	72.5	△0.7	73.5	△3.2	—	—	65.9	△6.0	67.7	△2.8	66.8	△3.2	60.2	△8.6
移駐後	H30	64.3	△8.9	63.0	△13.7	—	—	57.9	△14.0	58.0	△12.5	59.8	△10.2	57.7	△11.1
	R 1	60.6	△12.6	59.3	△17.4	56.5	△9.9	55.1	△16.8	58.4	△12.1	57.9	△12.1	57.3	△11.5
	R 2	56.7	△16.5	59.7	△17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

③南2km（綾瀬市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	68.4	—	71.0	—	—	—	69.1	—	67.6	—	68.3	—	64.5	—
	H29	69.6	1.2	71.1	0.1	—	—	64.9	△4.2	66.0	△1.6	66.1	△2.2	58.2	△6.3
移駐後	H30	61.1	△7.3	61.5	△9.5	—	—	53.0	△16.1	56.5	△11.1	55.5	△12.8	52.2	△12.3
	R 1	60.7	△7.7	55.9	△15.1	55.3	△8.1	54.5	△14.6	59.9	△7.7	56.2	△12.1	50.9	△13.6
	R 2	51.2	△17.2	52.7	△18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

④綾西小学校（綾瀬市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差												
移駐前	H28	58.9	—	61.2	—	—	—	61.1	—	61.1	—	61.4	—	58.6	—
	H29	59.6	0.7	57.7	△3.5	—	—	58.5	△2.6	56.4	△4.7	55.3	△6.1	50.5	△8.1
移駐後	H30	50.6	△8.3	52.0	△9.2	—	—	48.0	△13.1	49.7	△11.4	51.1	△10.3	48.1	△10.5
	R 1	54.5	△4.4	50.7	△10.5	49.9	△10.7	49.0	△12.1	51.1	△10.0	51.8	△9.6	49.1	△9.5
	R 2	48.3	△10.6	48.0	△13.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑤富士見台小学校（藤沢市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	64.1	—	67.6	—	—	—	64.0	—	62.7	—	62.7	—	58.7	—
	H29	66.5	2.4	68.9	1.3	—	—	59.5	△4.5	62.1	△0.6	60.9	△1.8	53.7	△5.0
移駐後	H30	55.7	△8.4	56.4	△11.2	—	—	47.3	△16.7	45.2	△17.5	48.7	△14.0	45.8	△12.9
	R 1	54.5	△9.6	47.1	△20.5	47.5	△5.6	47.9	△16.1	51.8	△10.9	50.1	△12.6	43.2	△15.5
	R 2	43.9	△20.2	44.9	△22.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑥辻堂小学校（藤沢市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	58.4	—	59.3	—	—	—	59.9	—	59.7	—	57.2	—	57.8	—
	H29	60.9	2.5	57.9	△1.4	—	—	54.1	△5.8	51.8	△7.9	54.0	△3.2	48.2	△9.6
移駐後	H30	48.2	△10.2	48.7	△10.6	—	—	45.2	△14.7	42.7	△17.0	50.8	△6.4	43.6	△14.2
	R 1	51.4	△7.0	41.0	△18.3	47.6	△7.9	45.8	△14.1	47.9	△11.8	44.1	△13.1	42.8	△15.0
	R 2	42.2	△16.2	43.7	△15.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑦柏ヶ谷小学校（海老名市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	59.0	—	64.2	—	—	—	62.0	—	59.6	—	60.8	—	58.2	—
	H29	60.0	1.0	59.8	△4.4	—	—	57.6	△4.4	55.9	△3.7	55.5	△5.3	51.7	△6.5
移駐後	H30	55.3	△3.7	56.2	△8.0	—	—	49.9	△12.1	50.3	△9.3	51.7	△9.1	49.7	△8.5
	R 1	52.8	△6.2	52.0	△12.2	53.3	△8.3	49.6	△12.4	52.2	△7.4	51.1	△9.7	50.1	△8.1
	R 2	49.6	△9.4	51.2	△13.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑧ひばりが丘小学校（座間市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	60.9	—	63.3	—	—	—	63.1	—	63.3	—	63.0	—	59.8	—
	H29	61.2	0.3	62.0	△1.3	—	—	58.2	△4.9	59.0	△4.3	58.4	△4.6	50.2	△9.6
移駐後	H30	53.3	△7.6	51.4	△11.9	—	—	48.6	△14.5	49.2	△14.1	48.6	△14.4	47.9	△11.9
	R 1	51.5	△9.4	46.2	△17.1	50.9	△8.2	50.1	△13.0	52.5	△10.8	50.1	△12.9	46.0	△13.8
	R 2	45.6	△15.3	45.8	△17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑨相模中学校（座間市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差												
移駐前	H28	60.7	—	64.7	—	—	—	62.8	—	62.1	—	61.8	—	60.3	—
	H29	61.5	0.8	62.1	△2.6	—	—	57.7	△5.1	57.3	△4.8	56.6	△5.2	49.0	△11.3
移駐後	H30	53.2	△7.5	55.0	△9.7	—	—	48.5	△14.3	51.3	△10.8	51.2	△10.6	46.9	△13.4
	R 1	52.9	△7.8	49.7	△15.0	48.0	△11.9	48.4	△14.4	50.8	△10.3	51.8	△10.0	46.4	△13.9
	R 2	46.5	△14.2	48.4	△16.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑩共和小学校（相模原市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差	Lden	差
移駐前	H28	50.9	—	53.3	—	—	—	53.2	—	50.6	—	51.9	—	49.6	—
	H29	51.8	0.9	52.9	△0.4	—	—	47.9	△5.3	47.8	△2.8	48.1	△3.8	41.1	△8.5
移駐後	H30	42.2	△8.7	42.7	△10.6	—	—	42.1	△11.1	41.1	△9.5	42.5	△9.4	40.5	△9.1
	R 1	43.8	△7.1	39.8	△13.5	42.4	△5.7	38.2	△15.0	44.2	△6.4	40.8	△11.1	39.6	△10.0
	R 2	37.0	△13.9	38.1	△15.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑪相模原市南区合同庁舎（相模原市）

		4月		5月		11月		12月		1月		2月		3月	
		Lden	差												
移駐前	H28	58.9	—	60.3	—	—	—	61.2	—	60.6	—	60.4	—	58.8	—
	H29	56.9	△2.0	59.1	△1.2	—	—	55.7	△5.5	55.1	△5.5	54.5	△5.9	48.0	△10.8
移駐後	H30	51.1	△7.8	50.6	△9.7	—	—	48.1	△13.1	48.0	△12.6	47.4	△13.0	43.0	△15.8
	R 1	52.2	△6.7	47.0	△13.3	48.5	△10.2	47.1	△14.1	49.4	△11.2	47.9	△12.5	44.8	△14.0
	R 2	40.2	△18.7	43.4	△16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[これまでの横須賀基地における空母入出港時期]

年	入港	出港
平成 25～26 年	平成 25 年 12 月 5 日	平成 26 年 5 月 24 日
平成 26～27 年	平成 26 年 11 月 25 日	平成 27 年 5 月 18 日
平成 27～28 年	平成 27 年 12 月 3 日	平成 28 年 6 月 4 日
平成 28～29 年	平成 28 年 11 月 21 日	平成 29 年 5 月 16 日
平成 29～30 年	平成 29 年 12 月 4 日	平成 30 年 5 月 29 日
平成 30～令和元年	平成 30 年 12 月 5 日	令和元年 5 月 22 日
令和元年～2 年	令和元 年 11 月 2 日	令和 2 年 6 月 8 日

※短期の入出港を除く

[騒音計設置箇所図]

